

「放課後子どもプラン」推進のための連携方策

～文部科学省と厚生労働省の放課後対策事業の連携～

「放課後子ども教室」(文部科学省)と「放課後児童クラブ」(厚生労働省)を一体的あるいは連携して実施するための市町村及び都道府県における具体的な連携方策は以下のとおり。

市町村での連携

○放課後子どもプランを策定し、小学校区毎の円滑な事業を実施

放課後対策事業の「運営委員会」の設置【担当省:文部科学省】

行政(教育委員会及び福祉部局)、学校、放課後児童クラブや社会教育・児童福祉関係者及び地域住民等がプランの策定、活動内容やボランティアの確保等、両事業の運営方法等を共同で実施・検討→全市町村に設置

コーディネーターの配置【担当省:文部科学省】

両事業の円滑な実施を図るため、学校や関係機関等との連絡調整、ボランティア等の協力者の確保・登録・配置、活動プログラムの策定等を実施 →全小学校区に配置

活動場所における連携促進

・余裕教室をはじめとする学校諸施設(体育館、校庭、保健室等)の積極的な活用の促進
・両事業の関係者と学校の教職員間で、子どもの様子の変化や健康状態、下校時間の変更等の情報交換を促進



「放課後子どもプラン」の実施により、子どもの安全で健やかな居場所を確保、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組の充実



市町村における取組をバックアップ

都道府県での連携

○実施主体である市町村において円滑な取組促進が図られるよう、事業推進に向けた支援を実施

放課後対策事業の「推進委員会」の設置【担当省:文部科学省】

行政、学校、福祉や社会教育の関係者、有識者等が研修の企画等、域内の放課後対策の総合的な在り方を共同で検討 →全都道府県・指定都市・中核市に設置

放課後子どもプラン指導者(員)研修の開催【担当省:文部科学省・厚生労働省】

これまで事業毎に実施していた指導者(員)研修を合同で開催することにより、プラン関係者の情報交換・情報共有、資質の向上等を推進 →全都道府県・指定都市・中核市で開催

参考資料1 「放課後子どもプラン」平成19年度当初内示の概要

《基本的考え方》

- 各市町村において教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則としてすべての小学校区で放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」を平成19年度に創設し、文部科学省と厚生労働省が連携して必要経費を計上。
- 両省の補助金は国において交付要綱を一本化し、実施主体である市町村において、学校の余裕教室等を活用して一体的あるいは連携しながら事業を実施。

「放課後子どもプラン」のポイント

※【】内が事業担当省	「放課後子どもプラン推進事業」(仮称)	
事業内容	放課後子ども教室推進事業(新規) 【文部科学省】 <small>1本4町</small>	放課後児童健全育成事業 【厚生労働省】
趣旨	<p>▼すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する。</p> <p>※平成16年度からの緊急3カ年計画「地域子ども教室推進事業」(委託事業)を廃止し、新たに「放課後子ども教室推進事業」(補助事業)を創設</p>	<p>▼共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。(児童福祉法第6条2第2項に規定)</p> <p>▽放課後児童クラブの未実施小学校区の早急な解消等を図るためのソフト及びハード両面での支援措置を講じる。</p>
内示額	50.2億円 <small>※学習アドバイザー経費(18億円)を復活要請</small>	国庫補助金 (補助率1/3) 158.5億円(38.3億円増)
か所数	10,000か所	原則としてすべての小学校区での実施を目指す 20,000か所(5,900か所増)
ソフト面	<ul style="list-style-type: none"> ○地域子ども教室推進事業(平成16年度からの緊急3カ年計画)の取組を踏まえた事業の推進 ・地域の方々の参画を得て、様々な体験・交流活動等の取組を拡大 ○学習支援の充実(※復活要請事項) ・様々な体験・交流活動等に加えて、家庭の経済力等にかかわらず、学ぶ意欲がある子どもたちに学習機会を提供する取組の充実を図る ○次年度からの取組支援 ・残りの1万カ所(未実施校区)についても、次年度からの実施に向けた体制整備が図られるよう、コーディネーターの配置等を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○基準開設日数(250日)の設定 ・基準開設日数を281日から弾力化し、それを超えて開所するクラブへの日数に応じた加算措置の実施 ○必要な開設日数の確保 ・補助対象日数を200日以上から250日以上とし、それ未満は、3年間の経過措置後、補助を廃止 ○適正な人数規模への移行促進 ・71人以上の大規模クラブについては、3年間の経過措置後、補助を廃止し、分割等を促進
ハード面	○「放課後子ども教室」を設置する際の備品購入費補助の創設	<ul style="list-style-type: none"> ○新たに施設を設置する際の創設か所数及び既存施設の改修か所数の増 ○既存の児童館等で新たに実施する際の備品購入費補助(100万円を限度)の創設

「放課後子どもプラン」推進のための連携方策

- 両事業の効率的な運営方法等を協議する委員会を全市町村及び都道府県に設置【文部科学省】
- 事業の円滑な実施や一体的な活動を促すコーディネーターを全小学校区レベルに配置【文部科学省】
- 事業毎に実施していた指導者(員)研修を都道府県等において合同で開催【文部科学省・厚生労働省】

本県における「放課後子どもプラン」の事業実施イメージ

県が実施する事業

(1) 推進委員会の設置 (2) 指導員研修会の実施

市町が実施する事業

(1) 運営委員会の設置 (2) コーディネーターの配置 (3) 放課後子ども教室、放課後児童クラブの実施 (4) 開設備品等の整備

パターンA

パターンB

パターンC

	14:00頃	19:00頃	14:00頃	17:00頃	19:00頃	14:00頃	17:00頃	19:00頃		
6年生			<p>【放課後子ども教室】 対象：全ての児童 内容：◆ 体験の場 (スポーツや文化活動等の体験活動) ◆ 交流の場 (地域の大人や異年齢の子どもとの交流活動) ◆ 学びの場 (予習や復習、補習等の学習活動) 実施日：平日・土曜日 指導員：安全管理員(2名) 学習アドバイザー(1名) ボランティア</p>					<p>【放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体化】 対象：全ての児童 (留守家庭児童を含む) 内容：「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」の両方の機能を有する。 実施日：平日・土曜日・長期休業中 指導員：専任指導員(児童35人に一名程度配置) 安全管理員(2名) 学習アドバイザー(1名) ボランティア</p>		
3年生										
1年生	<p>【放課後児童クラブ】 対象：留守家庭児童 内容：◆ 遊びの場 (様々な昔遊びなど) ◆ 生活の場 (生活指導、家庭との連携等) 実施日：平日・長期休業中 指導員：専任指導員の配置 (児童35人に一名程度配置)</p>									

標準的な補助基準額：2,408千円
 (一箇所当たりの事業費)
 経費負担：国・県・市町 各1/3(中核市を除く)

標準的な補助基準額：1,288千円
 (一箇所当たりの事業費)
 経費負担：国・県・市町 各1/3(中核市を除く)

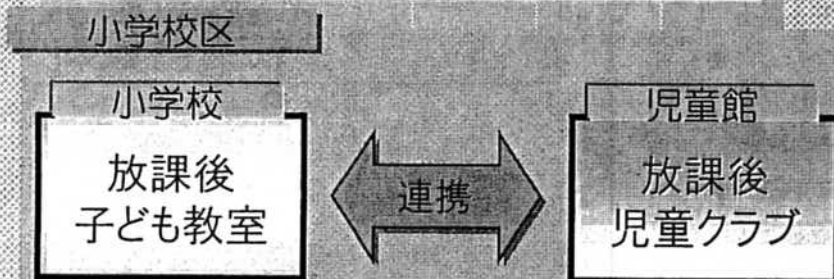
標準的な補助基準額：3,636千円
 (一箇所当たりの事業費)
 経費負担：国・県・市町 各1/3(中核市を除く)

「放課後子どもプラン」の実施場所・実施形態の例

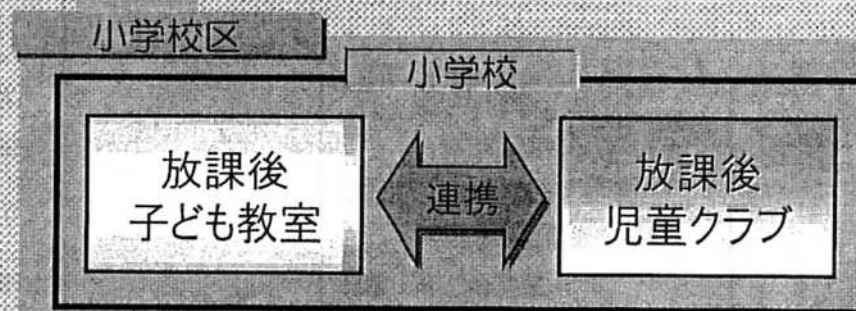
- 学校の余裕教室をはじめ、従来どおり、児童館、公民館等の社会資源の活用も図る。
- 地域の実情に応じた実施形態を幅広く認め、取組の充実を図る。主な実施例は、以下のとおり。

1. 両事業とも実施する場合

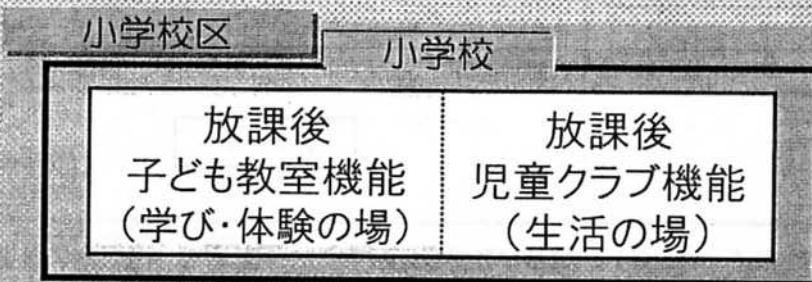
① 別々の場所（建物）で連携して実施



② 同じ建物内で、部屋を分けて連携して実施



③ 同じ建物内・同じ部屋で、一体的に実施



2. 片方の事業のみ実施する場合



(注) 放課後児童クラブの補助対象の可否については、実施要綱及び交付要綱の補助要件(放課後児童指導員の配置、専用スペース等の確保、必要な開設日数・開所時間の確保など)を踏まえ、個々のケースに応じて総合的に判断するものとする。